

令和7年度第2回（第9期第6回）武藏野市廃棄物に関する市民会議要録

【日 時】令和7年11月5日（水） 午後6時～8時

【場 所】武藏野クリーンセンター管理棟2階見学者ホール

【出席委員】山谷修作（委員長）、坂井健司、加藤慎次郎、濱中洋平、後藤順一、
古林和佳子、月川光子、平井真砂郎、関口道美

【事務局】ごみ総合対策課長 ほか

【欠 席】なし

【傍 聴】0名

【配布資料】

<資料>

資料1 廃棄物に関する市民会議臨時会報告（令和7年10月16日実施）

資料2（公財）日本容器包装リサイクル協会による資源化の流れと武藏野市における経費等の流れ

資料3 収集及び資源化の流れ（案）

<参考資料>

参考資料1 令和7年10月1日号市報

参考資料2 ごみニュースVol.35

参考資料3 令和7年度ごみ施策に関する直近の動きについて（報告）

1 開会

【事務局】本日の出席状況及び配布資料の説明。

【委員長】開会を宣言。

2 議事等

（1）プラスチック資源物（仮称）の収集について

【委員長】説明をお願いする。

【事務局】資料の説明。

【委員長】委員全員から意見を伺いたい。

【A委員】資料3の現在の収集及び資源化の流れが記載されている部分について、「製品プラ」とあるが、正しくは現在「硬質プラ」である。硬質プラとは、プラスチック製容器包装にあたるプラスチックのなかでも硬質のもの（洗剤ボトルやヨーグルトのカップなど）を指す。なぜ武藏野市の硬質プラを選別しているのかという話だが、資料の説明のなかで市町村の持ち出し、支払いが容り協にあるという話があったと思う。現在はほとんどがびんということだが、プラスチック製容器包装の分別収集が始まった頃、プラスチック製容器包装についても市町村の持ち出しがあった。この持ち出しこ

金銭または独自処理で解決するという二者択一となっており、武藏野市では独自処理をすることによってその支払いを免除するという考え方で始まったものである。見学の際に製品プラスチックのようなものを分けていると感じたのかもしれないが、硬質プラの選別をしているので、誤解のないようにしてほしい。

武藏野市のプラスチック製容器包装は、現在埼玉県にある事業者（エコスマートリー）が落札をし、再商品化を行っている。資料3について、稻城市の分別収集物は富山県（株式会社富山環境整備）、狛江市のものは広島県（株式会社広島リサイクルセンター）の再商品化事業者が指名競争入札で落札したとの説明があったと思う。実は、稻城市及び狛江市は製品プラスチックの分別収集を開始したのが早く、当時製品プラスチックを再商品化している民間事業者が非常に少なかったために遠方の事業者が落札したという経緯がある。武藏野市で製品プラスチックの分別収集を開始する時期を考慮すると、埼玉県の事業者（エコスマートリー）が対応可能だと思うので、おそらくそちらが落札するのではないかだろうか。そのため、狛江市が広島県まで製品プラスチックを運搬するほどのコストはかかるないのではないかと考える。

それらを踏まえたうえで、資料3において提示されている案のうち、案1が良いのではないかと考えている。なお、案4にて現状維持を提示していることに質問がある。最近、多摩地域において担当者に話を伺うと、清掃工場を建て替えた際の補助金（循環型社会形成推進交付金）の申請の関係で、2029年までには何とか実施したいという要望をよく聞く。武藏野市はクリーンセンターを建て替えたばかりなのでまた建て替えというのは考えていないとは思うが、そのあたりの考えを聞きたい。製品プラスチックの分別収集を行わないと東京都の考えとも異なってくるのではないか。

【事務局】 「硬質プラスチック」については、確かに委託契約上もその表記であった。また、事務局からこのような質問するのは恐縮ではあるが、現在本市のプラスチック製容器包装の再商品化を担っている埼玉県の再商品化事業者（エコスマートリー）は、容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協会」）のHPのなかで分別収集物の落札結果のページにおいて多摩地域の部分では見当たらなかったのだが、分別収集物の再商品化は技術的に可能な事業者であるのか。

【A委員】 可能である。

【事務局】 埼玉県の再商品化事業者（エコスマートリー）は本市のプラスチック製容器包装の落札実績が高いため、分別収集物の再商品化が可能ということであればそれも踏まえたうえで検討を進めたい。

【事務局】 新たな清掃工場を建て替える際に補助金を申請できる条件として、プラスチックの選別の件や、廃棄物処理事業を廃棄物会計で行うこと、または清

掃工場自体の集約化・広域化等がある。広域化については、（焼却施設の1日あたりの処理能力が）300トンという物差しがあり、本市は120トンであるが、ある程度清掃工場を集約していこうという動きもあることから、このように様々な条件がある。現在のクリーンセンターは運転を開始して8年目であり、35年使用する予定であるのでまだ先のことであるが、そういった部分も踏まえて、建て替えについてはしっかり検討していきたいと考えている。

【事務局】建て替えの面では先述のような状況であり、また収集の面についても、大急ぎで分別区分を変更しなくてはならないような切迫した事由はないと考えている。地方と比較するとすでに本市の分別は細かいこともあり、また、5～6年前に話題にのぼっていたプラスチックのサーマルリサイクルとまではいかずとも、現状維持という選択がないとは言い切れないと考え掲載した。とはいっても、プラスチックの資源化促進は大前提であることを踏まえ、本市にとっての最善の選択を考えていきたい。

【B委員】資料1－4について、本市と狛江市及び稻城市とでは容器包装と残渣率が違う理由を今一度確認したい。

【事務局】本市ではプラスチック製容器包装のみを再資源化の対象としているので製品プラスチックをはじいているが、狛江市や稻城市はプラスチック製容器包装と製品プラスチックを「分別収集物」として一緒に扱っており、資源化できる対象が多いため、本市より残渣率が少ない。

【B委員】次に、資料3の案1を採用するならば、狛江市及び稻城市と同じフローになるということか。

【事務局】お見込みのとおりである。

【B委員】資料1－5について、瑞穂町のペットボトルが「非常にきれい」との記載があるが、これは町民の分別徹底がされているからなのか。

【事務局】お見込みのとおりである。中間処理工場で手選別があるとしても、市民ひとりひとりがキャップとラベルを外してくれなければここまできれいにならない。たとえば多摩市においても、ペットボトルの分別ルールを徹底したところ、改善がみられた。市の財政への貢献にも関わるため、瑞穂町のように本市のペットボトルのペールの品質が高くなれば理想の状態である。

【C委員】質問が3つある。1つ目は、市としてはどの案が良いと考えているのか。2つ目は、経費面はどうなのか。3つ目は、事業者の立場として、今後気を付けていけるようなものはあるのか。

【事務局】1つ目は、市民目線で「分別のしやすさ」を考慮した場合には、案1が受け入れやすいのではないかと考える。日々市民からのお問い合わせでもプラスチックの捨て方に関する事項は多く、「プラスチックはプラスチック資源物（仮称）の日に捨てる」となった方が分かりやすいのではないか。競争原理が発生するほど再商品化の担い手が、いるのかどうかという懸念点

はある。案2及び3は機械的に考えられる選択肢としてご提示はしたが、財政力指数が高い自治体であるとはいえるが、市に対してのベネフィットがないのに費用負担が増えるのは、好ましくない。

2つ目の経費面については、法律上努力義務とはいえるが、リサイクルは推進していかないといけないと考えている。本市は、現状維持でも資源化率100%ではあるが、リサイクルの方法については、まだ優先度の高い方法がある。ただし、優先度の高いマテリアルリサイクルには費用がかかるため、バランスは考えていかなければならない。

3つ目に関しては、資料2-2における「特定事業者」がすることだと思うが、パッケージされた商品を製造または販売などをする際に、容積を小さくする等環境負荷の少ないものを使用するよう努めることが望ましいと考える。

【D委員】 資料2-2について、特定事業者の再商品化委託料490億円に対して、市町村委託料は8億円とあり、市町村からの委託料は微々たるものを感じた。資料3について案1で埼玉県の事業者（エコスマートリー）が受け入れてくれるのであれば、「燃やすごみに出していた製品プラスチックを、今度からはプラスチック資源物（仮称）の日に出す」というのは市民目線で考えるとシンプルに移行できると思う。経費面、中間処理の場での負担の面、または品質の面などで制約を受ける部分があるのか。

【事務局】 本市のプラスチック製容器包装を手選別で中間処理している加藤商事の職員に話を伺った限りでは、（収集物のなかから、プラスチック製容器包装以外のプラスチックやプラスチック以外のものを取り除く）本市の選別と、（収集物のなかから、プラスチック以外のもののみを取り除く）稲城市及び狛江市ではどちらの選別が楽かと聞くと、後者だとのことであった。

【E委員】 視察の感想だが、手作業で大量のプラスチックを選別するのを目の当たりにして衝撃を受けた。市民にとって手間でもプラスチック製容器包装と製品プラスチックを分けた方がよいのではと考えたが、今までのお話を聞く限り経費面では現実的でなく、悩ましい問題であると思っている。中間処理事業者に全自動の機械が導入される見込みはないのか。

【事務局】 確かにE委員の発言のとおり、視察では第2工場にてプラスチック製容器包装と製品プラスチックがきれいに分かれしており、理想的であると感じた。それを実現するためには、やはり収集段階での市民の分別が大切である。しかし、1台の収集車で2種類のプラスチックを収集するとなると、うち1種類は収集車の上のラックのような部分に平積みすることになるが、プラスチックは体積のわりに軽いので、走行中に落下の危険性がある。そうなると車両を分ける必要が出てくる。例えば、毎週収集した場合は当然1台が2台になるわけなので、（費用は）単純に倍になる。倍にならないように何か工夫ができるかと考えたのが案3のように収集日を別々にする

というものだが、そうなると今度生じてくるのが、燃やすごみと製品プラスチックのすみ分けが分からぬといふ話に戻ってくるのではないかということを憂慮した。今ですら燃やすごみとプラスチックの分別がよく分からぬと言われているのに、そこにもう1個プラスチックの分別区分が追加される状況になれば、環境にある程度関心を持っていただけている市民の方々は対応できたとしても、そうでない市民の方にとっては、大きな混乱を招くと予測する。先日、高齢者支援の部門の係長と話をする機会があり、ある市民の自宅において、きれいに分別されたごみがうず高く堆積している事例があったと聞いた。いわゆるごみ屋敷ではなく、分別はされていたのだが、長い間どのように出していいか分からなくなっていたというものであった。市民にとって分別というのは負担なのだろうなと実感した。全自動の機械化については、リチウムイオン電池の選別に関しては民間企業による研究が進んでいるようだ。

【A委員】E委員の言及された手選別は最初の選別であり、プラスチック製容器包装以外の異物を取り除いている段階である。次の段階のペレットを製造するラインでは、自動化がされている。ペットボトルは、素材が単体なので比較的選別が簡易であるが、プラスチック製容器包装に出されるものにはポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、塩化ビニール等、いろいろなプラスチックの種類が混在している。これらは、赤外線、風力、水に浮くか否かという性質を利用する等、機械を用いて選別している。先述のとおり、最初にプラスチック以外のものを選別する必要があり、その工程ではどうしても手作業に頼らざるを得ない。全国的にみても、この最初の段階では手作業で行っている。唯一、リチウムイオン電池の混入に関しては、発火の恐れがあるため、機械化に向けて各メーカーさんが開発を競っている状況である。

【F委員】汚れが取れないプラスチックの処理工程を再確認したい。また、「硬質プラスチック」というのは「製品プラスチック」と同じ意味なのか？資料3の案1から3のなかで個人の意見としてどれを選ぶのが良いのかは検討中であるが、「製品プラスチック」に分別されるのは金属、ガラス及び木材等の入っていないプラスチックと考えればよいのか、あるいはそのプラスチックの柔らかさによってまた変わるものなのか。

【事務局】市では、べつとり油が付いているなど水でさっと洗っても汚れが落ちないものは「燃やすごみ」と案内している。2つ目の質問については、プラスチック製容器包装のなかでも、洗剤のボトルのように硬質のものに関しては「硬質プラスチック」として処理をしているが「製品プラスチック」とはまた別である。今はプラスチック製容器包装のみを資源化している。製品プラスチックとは、歯ブラシ等容器ではないがプラスチックのみでできているものを指す。

【A委員】プラスチック製容器包装のなかにも硬質プラスチックでできているものもある。なお、製品プラスチックは、硬質プラスチックでできているものの割合が多いという認識である。混乱しやすい内容であると思うが、「プラスチック製容器包装」及び「製品プラスチック」については法律用語であるのに対し、「硬質プラスチック」という用語は中間処理工場のなかで実際の品物の形態によって名前を付けたものであり、法律用語ではない。また、中間処理の過程で汚れの強いものがあると、ペレットにする段階で洗浄した際に水の汚染具合が強くなってしまう。そのため、汚れのついているものに関しては燃やすごみで衛生的に処理されたい。

【G委員】臨時会において丁寧に視察ができたことは有意義であった。稻城市と狛江市の分別は楽に感じるが有料であり、市民に経済的負担がかかるることは忘れてはならないと考える。そのうえで1つ目の質問だが、資料3の案2または3を実施した場合には、製品プラスチックを入れるための指定の袋を作るのか。また、それは有料なのか。それによって市民の分別へのモチベーションは変わってくると考える。加えてトラックの台数が倍となると環境負荷も懸念されるのではないか。2つ目の質問であるが、資料3の案1にある「分別収集物」という用語は、法律用語か。

【事務局】2つ目の質問の回答であるが、「分別収集物」は法律用語である。

【G委員】理解したが、「分別収集物」はとても分かりづらい表現に感じた。3つ目の質問だが、資料1—5にあるきれいな瑞穂町のペットボトルについては、瑞穂町の職員に聞いたところやはりラベルとキャップがついているものは収集しないとのことであった。本市でも来年からペットボトルの毎週収集が始まるのをよい機会とし、分別の強化を図るべきと考えるが事務局の考え方を聞きたい。

【事務局】1つ目の質問について回答する。現在、有料化されているのは、粗大ごみを除くと燃やすごみと燃やさないごみである。資源物を無料で収集することで経済的インセンティブを与え、分別を促進するのが有料化当時の狙いであった。ただし現在はレジ袋が有料化しており、資源物を排出するにも袋を買わなければならなくなってしまった。そのため、指定の有料ごみ処理袋による経済的インセンティブのはたらきに対して、疑いの余地がないとは言えない。各自治体において手数料の見直しは定期的に行っており、近い将来ではないかもしれないが、指定袋導入という選択肢をこの段階で除外するものではないと考えている。3つ目の質問について回答する。年に一度、ペットボトルの指定保管施設でのベール品質調査に立ち会っているが、ラベルとキャップは想定以上についたまま排出されているというのが事務局の実感である。昨年度は、現状を目の当たりにして啓発が急務と感じたため、当初9月頃に全戸配布を予定していた「武藏野ごみニュース」について、配布時期を急遽ペットボトルの排出が増える7月に前倒しした。内容

は、ペットボトルの排出方法に関する特集号とした。ただ、その結果として令和7年度の品質調査の成績が良かったという実感はなかったため、G委員のお話のように分別されていないごみを置いていく程度の強制力がないと効果を実感するのは難しいのではないかと考えている。武藏野市のペットボトルのベールはAランク（最も高いランク）ではあるが、点数としてはぎりぎりAランクにあたる数値である。

【H委員】改めて、視察を受け入れてくれた加藤商事に感謝する。また、プラスチックの収集方法を変更することは市民の皆様にとって負担をかけてしまうことであるため、どこに軸を置くのか、大きな面を捉えながら限りある資源の活用方法について検討していきたい。

【委員長】資料3の案1～4のなかでは、現実的なのは案1ではないかと考える。案2および3は収集コストの増大は明らかである。多少の金属のついたものが誤って排出されることを考慮しても、製品プラスチックの排出量はごみ総量に占める割合からするとそれほど多くない。超高齢社会のなかで混乱を少しでも抑えるためには、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括して同じ袋で集めるのが現実的ではないか。他自治体でも、製品プラスチックの収集日を別日にしていところはなかったと思う。国立市では、以前は製品プラスチック類を分別していたが、平成29年9月からの可燃およびプラスチック製容器包装の有料化のタイミングで、分別区分が不燃ごみに変更された。不燃ごみの処理ラインで製品プラスチックをピックアップしているが、プラスチック製容器包装と違って食品に触れることがないので汚れが付く可能性が低い。ピックアップされたものは市が契約する独自のルートで売却している。案1については、収集後の処理の工程に応じて2つの方法に分けて考えるべきである。1つ目は、容リ協会のルートに乗せる方法である。プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括で容リ協会のルートにて再商品化する。2つ目は、収集後選別をして、プラスチック製容器包装は容リ協会のルートで再商品化し、製品プラスチックは市で独自に契約をして再商品化にする方法である。後者のメリットとしては、よい形の分別ができれば資源物を売却できるということ、市が独自に事業者と契約する場合には、中長期的な契約が多いので、市民にリサイクルのルートに関する説明がしやすいことがあげられる。一方前者は、容リ協会による入札で再商品化事業者が変わるので、毎年業者が変わることもありえる。一方で、独自ルートで再資源化をしている自治体の話を聞くと、例えば製品プラスチックまで手が回らなくなった再商品化事業者が容リ協の入札に応募しなかった場合に、安定したごみ処理ができないことを恐れているという声がある。1つ目も2つ目も先行事例はある。1つ目の方法は、狛江市や稻城市のほかに、国分寺市などがあげられる。2つ目の方法では、多摩市や特別区のなかでも事例がある。

【D委員】プラスチック製容器包装と製品プラスチックを同じ業者さんに委託するのが可能な場合、法律上その2つは分けなくてもよいということなのか。

【事務局】本市の方法と、稻城市及び狛江市の方法とでは、背景にしている法律が異なる。本市は容器包装リサイクル法、稻城市及び狛江市はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラ新法」）。これは令和4年4月に施行したばかりのもの。製品プラスチックが含まれたプラスチックに関しては、市の独自ルートでの再商品化を認めている。プラ新法第33条に基づくもので、全国に31例ほどある。この場合、中間処理を経ずに再商品化事業者に持ち込むことが認められており、つまりベール化しなくていいというものである。関西地域では、このベール化ができる事業者が少ないそうだ。つまり、プラ新法第33条に基づく独自処理ルートを採用している自治体は、近くに中間処理（ベール化）ができる事業者がいないために、直接再商品化事業者に直接持っていくという少し基準を下げる形ともいえる。また、特別区などそもそもプラスチックの分別をしていなかつた自治体などでもプラスチック資源の循環を促進されたいということで法が施行されたという面もある。

【B委員】どの案がよいかを考えるにあたり、資料3の内容では経費面が不透明なので、しっかりと試算を提示してほしい。

【事務局】これまでの資料はオープンデータを使用していたが、民間企業の見積りなどのクローズドデータが必要になってくると考える。次回会議では、その議論を避けられないと考えており、場合によっては会議で資料をご覧いただいたのち、その資料を回収するなどの方法をとって意見をうかがうことも検討する。

【委員長】プラ新法による動きに加え、ペットボトルの水平リサイクル技術が進んだことによる自治体の独自処理の動きがみられることから、容協は財政的な問題に直面する可能性があるのではないかと推測する。容協は日本のリサイクル事業において中心的役割を果たしてきた団体であることから、国としてはサポートしたいという面もみられるのかもしれないが、各自治体にとってコスト面やリサイクルのルートを市民に説明するといった観点から、国が推奨している処理ルートを選択しないほうが適切という判断になる場合もある。

ほかに意見はあるか。特に無いようなので次に進む。

【全委員】異議なし。

(2) その他

【委員長】説明をお願いする。

【事務局】資料の説明。

【委員長】事務局の説明に質問はあるか。

【G 委員】スマートごみ箱が設置されていることに私も気がついた。我が団体のSNSにおいてもスマートごみ箱が設置されたことを情報発信していきたいが、投入口が改良される予定であれば改良後に投稿を行う予定である。

【委員長】ほかに質問や意見はあるか。特にないようなので次に進む。

【全委員】異議なし。

3 閉 会

【事務局】次回会議は令和8年3月4日（水）を予定している。

【委員長】以上で本日のごみ市民会議を終了する。